

共 済

NEWS

公告広報

No.212

公 告

令和6年三職共公告第3号

定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を別紙のとおり変更したのでこれを公告する。

令和6年3月12日
三重県市町村職員共済組合
理事長 櫻井 義之

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市河芸町浜田 808
発行人	坂 口 裕 司
電 話	(059) - 253 - 2701

三重県市町村職員共済組合定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年 12 月 1 日公告第 1 号）の一部を次のように変更する。

（傍線の部分は変更部分）

変 更 後							変 更 前																		
（掛金及び負担金の額） 第 40 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。							（掛金及び負担金の額） 第 40 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。																		
														標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合		福祉事業	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		福祉事業	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合		福祉事業	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		福祉事業
														短期給付			短期給付			短期給付			短期給付		
組合員の種別	短期分	介護分	福祉事業	短期分	介護分	福祉事業	短期分	介護分	福祉事業	短期分	介護分	福祉事業													
	一般組合員	1,000 分の 49.5		<u>1,000</u> 分の 8.27	1,000 分の 1.5								1,000 分の 49.5	<u>1,000</u> 分の 8.27	1,000 分の 1.5	1,000 分の 49.5	<u>1,000</u> 分の 8.47	1,000 分の 1.5	1,000 分の 49.5	<u>1,000</u> 分の 8.47	1,000 分の 1.5				
短期組合員																									
市町村長組合員																									
特定消防組合員																									
船員一般組合員	<u>1,000</u> 分の	—	1,000 分の 1.5	<u>1,000</u> 分の	—	1,000 分の 1.5	<u>1,000</u> 分の	—	1,000 分の 1.5	<u>1,000</u> 分の	—	1,000 分の 1.5													
船員短期組合員	47.75			51.25			47.42			51.58															
長期組合員	<u>1,000</u> 分の 2.59	—	—	<u>1,000</u> 分の 2.59	—	—	<u>1,000</u> 分の 2.8	—	—	<u>1,000</u> 分の 2.8	—	—													
後期高齢者等短期組合員																									
市町村長長期組合員																									
2 (略)							2 (略)																		

変 更 後	変 更 前
<p>(任意継続掛金の額)</p> <p>第 40 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 46 条の 2 第 1 項の規定による標準報酬の月額に 1,000 分の 99 を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項に規定する標準報酬の月額に <u>1,000 分の 16.54</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>(資金の繰入れ)</p> <p>第 42 条 <u>令和 6 年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号)第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>1,725 円</u>とする。</p>	<p>(任意継続掛金の額)</p> <p>第 40 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 46 条の 2 第 1 項の規定による標準報酬の月額に 1,000 分の 99 を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項に規定する標準報酬の月額に <u>1,000 分の 16.94</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>(資金の繰入れ)</p> <p>第 42 条 <u>令和 5 年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号)第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>1,580 円</u>とする。</p>

附 則 (令和 6 年 3 月 12 日公告第 3 号)

- 1 この変更は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 40 条第 1 項及び第 40 条の 2 の規定は、令和 6 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。